

# 大島町商工会備品貸出規則

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、大島町商工会所有（以下「本会」という。）が所有する備品の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(備品の貸出し)

第2条 本会は、その業務遂行に支障のない範囲内において、第4条及び第5条の条件を満たす場合、備品を貸出すものとする。

(貸出備品)

第3条 貸出しすることのできる備品は、別表1のとおりとする。

(貸出対象)

第4条 機器備品の貸出は、次に掲げる場合に限り会長が許可するものとする。

- (1) 本会会員で、会員が営む事業上必要な場合。
- (2) 官公署、学校、商工団体等の主催する地域振興の維持向上に寄与する事業に使用する場合。
- (3) 町内で広く地域住民に利益を還元する公益性・公共性の高い活動を行う地域コミュニティ団体及び町民主体の団体
- (4) その他、会長が事業遂行上貸出を必要と認めた場合。

2 前項に掲げる貸出対象であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、備品を使用することができない。

- (1) 法令又はこの規則の規定に違反して備品を使用した者
- (2) 第9条に該当することを理由として許可の取消しを受けた者
- (3) 会長が備品の使用を不相当と認めた者

(貸出日及び貸出時間)

第5条 備品の貸出日は営業日の営業時間内とし、貸出時間は1日単位で貸出し数時間でも1日とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(借用許可申請)

第6条 機器備品の借用希望者は、貸出備品借用許可申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記載し、本会に提出する。

2 前項の申請書の受付は、営業日の営業時間内とする。

(借用許可)

第7条 会長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、備品の使用を許可し、貸出備品借用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 会長は、前項の許可に必要な条件を付けることができる。

3 会長は、備品の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可をしないことができる。

- (1) 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。
- (2) 会長が使用許可をすることが適当でない認められるとき。

(借用許可の取消し等)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、現に使用中の場合であっても、その使用を中止することができる。この場合において、その取消しにより

同項の許可を受けた申請者(以下「申請者」という。)又は第三者に損害が生じても、本会は一切の責任を負わない。

- (1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、本会運営に必要なとき。
- (2) 備品が故障等の理由により供用できないとき。
- (3) 貸出対象が法令若しくは許可の条件に違反したとき。
- (4) 貸出対象が偽りその他不正の行為により前条第1項の許可を受けたとき。

(転貸等の禁止)

第9条 申請者は、備品を転貸し、又は貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

(使用料)

第10条 備品の貸付使用料は、別表1に定める使用料を前納しなければならない。

2 会長は、特別の理由があると認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

第11条 使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 官公署、社会教育団体、社会福祉関係団体及びこれらに類する団体が、住民の社会生活向上を図る目的で使用するとき。
- (2) その他会長が公益上必要があると認めたとき。

(貸出し及び返却)

第12条 貸出しから返却までの期間は、1週間を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

2 申請者が備品を返却するときは、使用した相当分の燃料等の補給、清掃等を行い、会長が定めた場所に使用備品を返却するものとする。

(弁済)

第13条 貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁済しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1(第 3 条関係)

備品名	単位	使用料(税込)
テント (ワンタッチ)	1 梁	1,000 円
テント	1 梁	1,000 円
水タンク	1 個	500 円
スポットライト	1 台	700 円
コーン	1 個	100 円
バー	1 本	100 円
ゴミバケツ 45L	1 個	500 円
トラロープ	1 0 0 m	1,000 円
クーラーボックス	1 個	1,000 円
ワイヤレスマイク・スピーカー	1 式	2,000 円
エアーストリング玩具※	1 式	2,000 円
ストラックアウト※	1 式	2,000 円
輪投げ※	1 式	1,000 円
ダルマ落とし※	1 式	1,000 円
射的※	1 式	3,000 円
スーパーボールすくい用具※	1 式	2,000 円

※第 4 条第 2, 3, 4 項いずれかに該当する場合のみ貸出

様式第1号(第6条関係)

様式第1号

### 貸出備品借用許可申請兼誓約書

大島町商工会長 殿

	住 所 東京都大島町
申請者	事業所名 又は団体名
	代表者名
	電話番号

大島町商工会保有備品貸出規則を遵守し、下記機器備品の借用を申請します。

使用目的及び内容	
使用場所	
借用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
借用品名及び数量	
返却予定日時	令和 年 月 日 時頃

誓約事項	<p>備品の借受や申請に際して、以下の事項を約します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 備品の使用に際し、故意又は過失に関わらず亡失又は損傷したときは、その弁済費用の全てを私が負担します。</li><li>2 使用者又は使用によって他の者に危害を加えた場合は、その賠償にかかる全てを私が負担します。</li><li>3 上記のほか、大島町商工会備品貸出規則を遵守し、かつ、大島町商工会の指示に従って使用します。</li></ol>
------	---

様式第2号(第7条関係)

様式第2号

6大商工第 号の2  
令和 年 月 日

### 貸出備品借用許可書

大島町商工会長 岡山 正宏

大島町商工会保有備品貸出規則第7条の規定により、次のとおり条件を付し備品の使用を許可します。

貸出日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分
返却日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分
借用品名及び数量	
使用目的及び内容並びに場所	貸出備品借用許可申請兼誓約書のとおり
貸出使用料 (有・減)	_____ 円 (減免、減額の事由：規則第11条の(1)又(2))

※ 貸出使用料は借受する日までに納付すること。

※ 貸出、返却の事前連絡を予定日の前日または当日に大島町商工会にすること。

備品の使用に際して以下の点を遵守してください。

- 1 許可内容等に変更等が生じた場合は、速やかに申し出てください。
- 2 使用前に必ず借用品の状態を点検してください。
- 3 返却時には使用する前の状態が確保されているか確認をしてください。
- 4 上記のほか、大島町商工会備品貸出規則を遵守し、かつ、大島町商工会の指示に従ってしようしてください。